

京都帝国大学経済学部の 教育研究活動と国家・社会

岡田 知弘

はじめに

- 1 前史——京都帝国大学法科大学の設立と経済学関連講座の設置
 - 2 大正デモクラシー下の経済学部の創設
 - 3 時代の暗転——河上事件
 - 4 学部教官の世代交代と瀧川事件
 - 5 戦時体制下の経済学部と戦争協力
- おわりに——京都帝国大学経済学部「総辞職」と教官協議会の誕生

はじめに

2019年5月28日、京都大学経済学部は、東京大学経済学部、大原社会問題研究所とともに創立百周年を迎えた。本稿は、京都帝国大学時代における経済学部の創設過程と教育研究活動の歴史を、国家や社会との関係、さらに東京帝国大学経済学部及び大原社会問題研究所との関係性も視野に入れて、再構成することを課題としている。

筆者は、たまたま『京都大学経済学部八十年史』（1999年）及び『京都大学経済学部百年史』（2019年10月発刊）編纂事業に関わった。いずれも、京都帝国大学法科大学時代から戦前、戦時期に至る経済学部の歴史を担当した。本稿も、上記『百年史』の記述と重なるところが大であることをあらかじめお断りしておきたい。

法科大学時代から新制大学に移行するまでの半世紀をとってみると、研究対象が国家の政策を含む経済社会であるという経済学固有の特性に規定されて、経済学や法学の教員と大学の設置主体でもある国家との強い緊張関係があった。とりわけ、教授・学長（学部長）・総長の人事権、学間の成果の発表をめぐる確執は熾烈なものがあつた。京都帝国大学経済学部の場合、大正デモクラシー期に戸田海市・河上肇・河田嗣郎らによる社会問題に直結した活発な教育研究活動が展開されたが、昭和初期の河上・瀧川事件を経て、戦時下においては組織をあげて国策研究に積極的に協力することになる。終戦後、河上の死をきっかけに、蜷川虎三学部長主導による教授の「総辞職」と戦争に協力した教授が多数「公職追放」されるなかで、厳しい学部再建を余儀なくされる。ただし、ここでは「教授会」の権限を制約し、教授・助教授・講師からなる「教官協議会」を事実上の最高意思決定機関にするという民主化がなされていた点に注目したい。それが、新制大学時代の新たな研究教

育活動の発展の基礎を築くことになる。

京都大学に限らず、また大学の設置形態にかかわらず、国家や社会と大学との緊張関係、とりわけ社会科学における「学問の自由」をめぐる緊張関係は常に存在してきたといえる。そのなかで先人たちが、どのように、何故、「大学の自治」と「学問の自由」を求めて、多くの犠牲を払いながら、戦後憲法で「学問の自由」が規定される状況にまで到達したかを振り返ることは、決して無駄なことではないといえよう。というのも、現在、大学の教育研究への国家による直接・間接の介入が強まっており、そのなかで社会科学分野の教育研究活動に従事している大学教員の社会的・歴史的役割が鋭く問われていると考えるからである。

1 前 史——京都帝国大学法科大学の設立と経済学関連講座の設置

(1) 経済学関連講座の設置と拡充

京都大学経済学部の本史は学部創設の1919(大正8)年に始まる。しかし、京都大学における経済学教育の源流は、1900(明治33)年の京都帝国大学法科大学時代まで遡る。

すでに『京都大学百年史』等で指摘されているように、京都帝国大学の設立を決定した西園寺公望文部大臣は、政治の中心地である東京から離れた京都の地に、自由で新鮮な、本当に真理を探究し学問を研究する学府の設立を企図し、なかでも法科については大きな期待をもっていた⁽¹⁾。

日清戦争終結直後の1895(明治28)年9月に書かれたと考えられている「京都帝国大学創立案」においては、分科大学制度の導入を前提に、その種類として「法工医文理」を立て、法科大学の講座として、法学系講座とともに経済学・財政学講座が2講座、統計学が1講座、構想されていた。

法科大学の設置は、1897(明治30)年6月18日付勅令第209号「京都帝国大学設置ニ関スル勅令」第2条に規定されたが、実際には、理工科大学が先行した結果、1899年9月11日に開設された。

同年7月3日の勅令第321号では、法科大学に設置されるべき講座は23講座とされ、憲法をはじめとする法学系講座に加えて、経済学関連の講座として、経済学2講座、財政学1講座、統計学1講座の設置が明記された。ただし、9月の開学時から開始すべき講座は法学系の10講座のみであり、1900(明治33)年の勅令第107号によって経済学1講座と財政学1講座が初めて設置されることになった。

時あたかも、日清戦後の産業革命期であった。1897(明治30)年には綿糸輸出額が輸入額を超え、大阪などに基盤を置いた綿紡績資本の確立を見る。また同年には八幡製鉄所が開庁している。他方、急速な資本主義化は、必然的に労働問題・農村問題・社会問題をも引き起こし、足尾鋳毒事件、高島炭坑での騒擾、三井富岡製糸場でのストライキなどが相次いだのもこの頃であった。さらに、このような社会構造の大きな変化のなかで、『東洋経済新報』(1895年)、『実業之日本』(1897年)等の経済雑誌が創刊され、横山源之助による『日本之下層社会』(1899年)も出版された。まさに、資本主義経済そのものを学問の対象にすることの必要性和条件とが広がりつつある時代であった。

(1) 京都大学百年史編集委員会『京都大学百年史 総説編』京都大学後援会、1998年(以下、『京都大学百年史』と略)、第2章を参照。

京都帝国大学法科大学における経済学関連講座は、その後1901（明治34）年9月に経済学第2講座、さらに翌1902年9月に統計学講座が新設され、年次進行で整備されていった。講座の整備と併せて教官人事が進められたが、人材の確保は一足先に経済学教育を開始していた帝国大学（1897年に東京帝国大学と改称）に協力を仰がなければならなかった。1900年9月、京都帝国大学に経済学第1講座担任として最初に着任したのは、弱冠32歳の田島錦治であった。田島は、帝国大学で金井延、和田垣謙三らに師事し、また留学先のベルリン大学でワグナーやシュモラーから学んでいた。もっとも、京都帝国大学において最初の経済学講義を行ったのは大阪毎日新聞社友の児玉亮太郎（嘱託講師）であったという。田島に次いで、1901年2月に戸田海市、1902年5月に広部周助（1907年、留学中に死去）、同年7月には神戸正雄が、専任教官として順次着任した。1902年12月時点で見ると、教授は田島1人だけであり、他の助教授3名はいずれも東京の帝国大学を卒業した20代後半から30代前半の若々しい陣容であった。

その後も経済学関係講座の充実が進み、1907（明治40）年に経済学第3講座、1914（大正3）年に経済学第4講座、1916年に経済学第5講座及び第6講座が順次増設された。教授陣についても、創設期に引き続いて、東京帝国大学卒業の小川郷太郎、河上肇、臨時台湾糖務局長であった新渡戸稲造（1906年9月に第一高等学校長兼東京帝大農科大学教授に転任）らが迎えられた。

また、早くも1904（明治37）年10月に京都帝国大学法科大学の卒業生で田島門下生であった財部静治が講師に採用されたのを手始めに、河田嗣郎、山本美越乃、本庄榮治郎、小島昌太郎といった学内卒業生・選科出身者が順次採用されて、研究者の再生産が開始された。

ちなみに、河上肇は、1908（明治41）年8月24日に、法科大学講師を委嘱されている⁽²⁾。この時、後に河上の友人となる河田嗣郎も一緒に着任している。

河上は、帝国大学を卒業後、同大学農科大学をはじめ、専修大学や拓殖大学で講師を務める一方、『読売新聞』紙上で「社会主義評論」をペンネームで執筆中に、すべての教職から退いて「無我苑」に入って無我愛を追究したが挫折。その後、読売新聞社を辞して、雑誌『日本経済新誌』を創刊していた。

当時文壇で注目されつつあった河上を京都帝国大学に招聘したのは、戸田海市であったといわれる。大内兵衛によれば「京都大学の戸田博士が病気のため上京して、河上に会い、その学才を認め、彼に京大に入って将来そのスタッフとならないかと勧説したので、河上はそれに応じた」という⁽³⁾。もっとも、当時の法科大学教授会において経済学の人事を進めるためには田島教授の同意が大前提であった。実は、河上は前出の「社会主義評論」において、田島を痛烈に批判した一文を書いていた。その点について、河上を迎えた時、法科大学の行政法担当の助教授であり、かつ後の河上の理解者であった佐々木惣一は、「田島先生は、曾て自分を罵嘲したことのある河上君を快く迎えられたのである。これは田島先生の風格の美しい点である。田島先生を待つてこれを見ることができると、当時私は、心中敬服した」と書き残している⁽⁴⁾。

(2) 細川元雄「京都大学時代の河上肇」『経済論叢』第124巻第5・6号、1979年。

(3) 大内兵衛「河上肇の人と思想」『現代日本思想体系19 河上肇』筑摩書房、1964年。

(4) 佐々木惣一「思い出あれこれ」末川博編『河上肇研究』筑摩書房、1965年。

(2) 高根義人の大学自治論と経済学演習科の設置

京都帝国大学法科大学の初期の教育理念と実践を主導したのは、1902(明治35)年に、『法律学経済学内外論叢』第1巻第5号で「大学制度管見」を発表した高根義人教授であった。高根は、大学の目的として学問の研究とその「教授」(教育)があるとし、それを実現するために大学の自治が重要であるとした。そして、後に述べるように総長を教授のなかから選挙で選ぶことや教授を「終身官」とすべきという具体的提案を行う。併せて、大学教授の「独立研究」の精神を発揮するために、①講義を自由にすること、②「学修」を自由にすること、③転学の自由を認めること、④教授の待遇を改善することをあげるとともに、4年制を3年制とし、学科の区別を廃止して、試問科目を4分類することを提案した。1903年に、これをもとにした規程改正がなされる⁽⁵⁾。

ところが、この改革は結果的には高等文官試験の合格者が少なく教育効果がないという非難を受け、1907(明治40)年5月には修業年限を4年に戻し、法律学科・政治学科という2学科制が復活することになる。ただし、演習科は存続し、卒業論文については学生数の増加に教官が対応できないことを理由に廃止され、「卒業試問」に替えられた。

法科大学は創設当初、法律学科と政治学科とからなっており、経済学関連科目は法律学科でも開講されたが、主として政治学科に配当された。科目は、経済学、財政学、統計学であったが、このうち経済学については3部制がとられ、第1部総論、第2部交通及商工業経済、第3部農業及山林経済に区分され、これらの5つの「試問科目」が学年別に配当されていた。また、上記の科目とは別に「演習科」が設けられて、経済学関連教官は共同で演習学生の指導にあたった。さらに、創設当初には卒業論文も必修とされていた。なお、最短在学年は4年であった。

この「演習科」の設置と卒業論文制度は、東京帝国大学にはない教育方法であった。同大学法科大学の教育に対して知識暗記に偏重した詰込み教育であるとの批判がなされていたこともあり、京都帝国大学法科大学では、「ドイツ大学のゼミナールをモデルとした演習科において学生に『自由討究』の機会を与え『法的訓練』を加えて、学生の能力を『開発』することを目的」としていたといわれる⁽⁶⁾。

この「演習科」制度について、京都帝国大学法科大学に編集事務室を置いた『法律学経済学内外論叢』創刊号(1902(明治35)年発行)の「記事」のなかに、「各科担任の教授共同して之に当り学生を指導するの制なるか本学年に於ても例年の如く国法演習科、私法演習科、刑法演習科、民事訴訟法演習科、経済演習科の諸科開かる」という記述があるように、複数の教官が共同して担当するものであった。

経済学演習を共同で担当していた経済科目関連教授たちは、学生を引率して、近隣地域への見学、視察旅行も積極的に行っていた。『以文会誌』や前出の『法律学経済学内外論叢』の後継誌である『京都法学会雑誌』に掲載された記録をもとに次頁表1で抄録してみた。ちょうど河上や河田が教官に加わる前後の時期であるが、田島・神戸の両教授は必ず出席し、それに若手教官が帯同して、学生を引率し、合宿行程もいれながら、京都の西陣地域だけでなく、阪神、大阪、滋賀の産業関

(5) 『京都大学百年史』141頁。

(6) 京都大学法学部創立百周年記念事業委員会・記念冊子小委員会『京大法学部100年のあゆみ』京都大学法学研究科・法学部、1999年。

表1 京都帝国大学法科大学経済学演習での現地視察調査(抄録)

西暦	明治	月	日	担当教官	視察地	視察先	典拠
1907	40	11	23	田島・戸田・神戸・財部	京都・西陣	西陣井上, 伊達, 家島諸氏の絹織物工場	『以文会誌』第1号, 『京都法学会雑誌』3-1
1907	40	12	4	田島・毛戸・神戸・財部	大阪築港	大阪築港, 翌日砲兵工廠, 造幣局参加者も	『以文会誌』第1号, 『京都法学会雑誌』3-1
1908	41	2	23	田島・神戸・財部	鐘紡工場	鐘ヶ淵紡績京都支店工場	『以文会誌』第1号
1908	41	11	6	田島・神戸・財部・河上・内田文科大教授	阪神	神戸税関, 神戸築港, 川崎造船所, 7日に陸軍被服廠大阪支廠, 造幣局, 日本紡績	『以文会誌』第1号
1909	42	11	6	田島・神戸・財部・河上・河田	江州	滋賀県水産試験所附属知内孵化場, 翌日彦根	『以文会誌』第1号, 『京都法学会雑誌』5-1

連施設を訪問, 視察していることがわかる。ちなみに, 法律学科では京都監獄視察を実施しており, 机上の学問に終わらず, 現実と触れ合うことを重視する教育方針の体現といえよう。

京都帝国大学の教官と学生から構成された団体である「以文会」の機関誌であった『以文会誌』第3号(1911(明治44)年4月)には, 当時の時間割とともに, 演習科の内容がわかりやすく書かれている。法科大学規程細則においては, 前述のように経済学は3部構成として示されていたが, 1週間の学年別授業時間配当を見ると, 第1学年では, 法律科と政治科ともに「経済学」が6時間配当されるとともに, 政治科には「経済史」も2時間配当されていた。第2学年以降は, 政治科だけに, 「経済学」が第2学年に8時間, 第3学年に6時間配分され, 第4学年は「財政学」が6時間配当されていた。また, この頃も, 毎年, カリキュラムや時間配当の工夫がされていた。さらに, 経済学の演習は, 第2学年以降第4学年まで配当され, 第2学年については法律科の学生も履修できるようになっていた。

同会誌では, 当時の演習についても, 詳しく紹介している。「演習は修得したる学課に関し, 更に詳細なる研究をなし, 併せて試業試問の準備に資するものにして, 二年級以上に於て之を行う。其方法は必ずしも同じからず, 学課により教授により時宜に応じて適當の方法を講ず。或は担任教授が口頭に試問せらるることあり, 或は教官の出題にかかる論壇に付き討論し, 最後に教官が之を批評せらるることあり, 或は新聞雑誌の記事につき討論説明する事あり, 或は時事問題を批評することあり, 或は凡例を批評することあり」。例えば, 「本学年中」に「討論研究せられた」主な題目として, 「経済」の演習では, 「近世貧富懸隔の原因に就きて」や「維新後に於ける貧富懸隔の具体的原因」が例示されていた。

さらに, 講座及び教官が充実してきた1914(大正3)年には, 政治学科は政治経済学科と改称され, 翌1915年度にかけて経済学科目の大幅な拡充がなされた。また, 必修・選択科目の学年配当

制も導入され、修学期限については再び3年に短縮された。これは、当時、文部省内で進められた学制改革の一環として東京帝国大学と足並みを揃えるためであった⁽⁷⁾。

ちなみに、1916年時点での政治経済学科における経済学関連講座の担当者と配当科目は、表2及び表3の通りであった。この時点で、経済学のナンバー講座6つに加え、財政学、統計学の合計8講座が設置され、それぞれに教授か助教授が配置されているほか、社会学担当講師として米田庄太郎、仏蘭西経済書講読担当講師として高田保馬、経済学担当講師として本庄榮治郎が教育にあつ

表2 法科大学毎週授業時間数配当表(経済学関係のみ)

	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
	法律科	政治科	法律科	政治科	法律科	政治科	法律科	政治科
経済学	6	6		8		6		
経済史		2						
統計学						2		
経済学史				2				
財政学								6
演習(経済学)			1	1		1		1

備考：1～3は省略。

4、経済学史は政治科の第3学年に課したるを第2学年に繰上げられたり。

5、演習科の毎週時数1時と記されたるは隔週2時のことと知るべし。

出所：『以文会誌』第3号、1911年、34～35頁。

表3 京都帝国大学経済関係講座担当教官(1916(大正5)年時点)

職名	担当	学位	氏名
教授	経済学第一講座	法学博士・法学士	田島錦治
	経済学第二講座	法学博士	戸田海市
	経済学第三講座	法学博士・法学士	神戸正雄
	財政学講座	法学博士・法学士	小川郷太郎
	統計学講座	法学博士・法学士	財部静治
	経済学第四講座	法学博士・法学士	河上 肇
助教授	経済学第五講座	法学士	河田嗣郎
	経済学第六講座	MA(ウィスコンシン大学)	山本美越乃
講師	社会学		米田庄太郎
	仏蘭西経済書講読	文学士	高田保馬
	経済学	法学士	本庄榮治郎
助手			山岡亮三郎

出所：『京都帝国大学一覽 自大正5年至大正6年』1917年。

(7) 同上、33頁。

ていた。表4の配当科目を見ると、法律の基本科目も各学年必修科目及び選択科目に位置付けられ、経済学系科目は、初期の時代と比べ、細分化が進んでいた。また、第1学年から経済原論や経済史を配当し、学年が上がるごとに各論展開がなされる構造となっていた。

表4 京都帝国大学法科大学政治経済学科科目表（1916年）

配当学年	必修科目	選択科目
第1学年	憲法、国法学、経済原論、殖民政策、民法第1部、刑法総論、国際公法第1部、外国法及び外国経済書講読	経済史、国際公法第2部、経済原論上の特殊問題
第2学年	商業経済、農業経済、貨幣論、銀行論、統計学、行政法第1部、民法第2部、商法第1部、外国法及び外国経済書講読	政治史、経済学史、社会学、交通経済
第3学年	政治学、工業経済、社会政策、財政学、行政法第2部、民法第3部、商法第2部、外国法及び外国経済書講読	保険政策、民法第4部、国際私法

出所：『京都帝国大学一覽 自大正5年至大正6年』1917年。

（3）研究活動の隆盛と『経済論叢』の創刊

経済学関連教官の増加とともに、彼らによる学内外における経済学の研究活動も盛んになっていった。法科大学が設立されて2年半後の1902（明治35）年2月には、前述の『法律学経済学内外論叢』が刊行され、田島が編集担任者の1人となっている。編集担当者には、東京帝国大学の教授もわずかではあるが加わっていた。この雑誌では、田島をはじめ戸田、広部、神戸、小川、財部らが、論説だけでなく海外事情紹介などで健筆を競った。

同誌は、1906（明治39）年12月に廃刊され、翌年1月から京都法学会発行の『京都法学会雑誌』に実質的に引き継がれる⁽⁸⁾。京都法学会は、1902年に京都帝国大学法科大学を母体に設立された京都政法協会を発展的に解消して設立されたものであり、1908年10月の京都法学会大会では、着任したばかりの河上肇講師が「経済ノ研究ニ於ケル表ト裏」と題する講演を行っている。

同学会は法律学・政治学の同僚と並んで経済学関係教官の研究発表の主要な場となっていた。次頁表5で示したように、1907（明治40）年から、ほぼ毎年、経済学関係教官が、大会の演壇に立った。

一方『京都法学会雑誌』にも、経済学関連教官が毎号のように登場し、専門領域にこだわらない自由な研究活動を展開していった。また、京都法学会では機関誌のほかに、単行本で『法律学経済学研究叢書』も出版したが、全22冊中17冊が経済学関係のものであった。

また、1912（大正元）年11月からは、「経済学読書会」が定期的で開催されるようになった。ここでは、戸田、神戸、河上などが中心となって、文科大学の西田幾多郎や高田保馬、あるいは東京商科大学の福田徳三をはじめ他大学のスタッフ、新聞記者などを交えて学際的で自由な研究活動を行い、独自の学風の基礎を築いていった。

(8) 櫻田忠衛「『法律学経済学内外論叢』と『京都法学会雑誌』」京都大学経済学部調査資料室『法律学経済学内外論叢』「京都法学会雑誌」総目録』1984年3月。

表5 京都法学会大会における経済学関係教官による演題一覧

西暦	和暦	月	日	報告者	演題
1907	明治 40	10	27	神戸正雄	国際競争場裏ニオケル我国経済政策ノ大本
1908	41	10	18	河上 肇	経済ノ研究ニ於ケル表ト裏
1909	42	12	2	戸田海市	工場法案概評
1910	43	10	8	神戸正雄	朝鮮移民問題管見
1912	大正元	11	16	小川郷太郎	雁行ノ法則
1913	2	10	25	山本美越乃	志那ニ於ケル独乙ノ経営
1914	3	11	7	小川郷太郎	滞欧所感
1915	4	10	30	財部静治	家庭研究材料トシテノ戸数
1916	5	10	28	河田嗣郎	総同盟罷工ニ就キテ

出所：京都大学経済学調査資料室『京都大学経済学会70年史資料～研究集会等一覧』1990年。

なお、経済学関連教官の研究活動を支えるために、1913（大正2）年7月には「経済学研究室」が設置され、専任のスタッフのもとで図書・資料の収集や新聞切り抜きなどの業務を開始した。これが、戦後の経済調査資料室、現在の経済資料センターの前身であった。

さらに、1915（大正4）年7月には、投稿数が累増したため、『京都法学会雑誌』から分離独立する形で『経済論叢』が月刊で創刊されるに至った。

その「創刊ノ辞」には、下記のように記されていた。「近來論文雑説及ヒ研究資料ノ投稿益其多キヲ加ヘ之ヲ掲載スルヲ得サルコト往々コレ有リ深ク以テ憾トス且此雑誌ハ従来法律ト経済トノ論説ヲ併載シ来リタレトモ此ノ如キハ今日諸学各専門ニ從ヒ深遠精緻ノ研究ヲ為スノ機運ニ適合スル所以ニ非ス是レ本会ガ本月以降法律ト経済トヲ分離シ京都法学会雑誌ヲ以テ純然タル法律雑誌トナシ経済学ノ為メ別二本論叢ヲ発行スルニ至リタル所以ナリ顧フニ現時文運隆盛各種専門雑誌ノ刊行日ニ月ニ盛ンナリ而シテ其経済学ニカンスルモノハ尚甚タ乏シ然ラハ本論叢ノ斯学界ニ対スル責務亦決シテ軽カラサルナリ」⁽⁹⁾。投稿が多くなったという実務的理由以上に、経済学の専門雑誌として、積極的に発行していこうという強い決意に満ちたものとなっていた。

実際、同誌は学術経済雑誌としては、1906（明治39）年創刊の『国民経済雑誌』や1914年4月から経済学分野に純化した『三田学会雑誌』に次ぐものであった。また、そればかりでなく、その創刊号が半年間で8版をも重ねたことが示すように、学界の枠を超えて多くの読者を得⁽¹⁰⁾、日本の経済学研究における京都帝国大学の位置を不動のものとした。

(4) 大学自治・学問の自由をめぐる政府の干渉と対立

しかし、法科大学時代の「自由の学風」は決して順風満帆であったわけではない。むしろ、絶え

(9) 「創刊ノ辞」『経済論叢』第1巻第1号、1915年。なお、『経済論叢』についての最近の研究として、牧野邦昭「『経済論叢』の歴史的意義」『経済論叢』第189巻第1号、2015年4月がある。

(10) 杉原四郎『日本の経済雑誌』日本経済評論社、1987年、47頁。

ず専制的な政府による官僚統制との緊張関係のなかに置かれていた。1905（明治38）年8月、対露強硬路線を主張していた東京帝国大学法科大学教授戸水寛人に対して、文部省が休職命令を出し、いわゆる戸水事件が起こった。この時、京都帝国大学法科大学の教授・助教授も、不当処分を取り消しを要求する意見書を文部大臣に提出した。

とりわけ法科大学は、高根義人を中心に大学の自治を実現するために法科大学長や総長の互選を求めており、これをめぐっては「大権干犯」とする文部省との対立が深まり、その間に立った総長が次々に辞職する事態に見舞われていた。そのなかで、法科大学の学長については、実質互選をもとに選任されたという記述も残されている⁽¹¹⁾。

だが、大学自治をめぐる火の粉は、1910（明治43）に法科大学の教官に直接降りかかることになる。1910年、河田嗣郎の著作が当局によって問題とされ、すでに出版社との間で編集作業が進んでいた著書、『婦人問題』と『社会主義論』の2点を、河田が「自発的絶版」にするという事態が起きたのである。この件については、総長と戸田、神戸、田島、河上が密接に連絡を取りながら対応にあたったという⁽¹²⁾。

翌1911（明治44）年6月には、岐阜県教育会総会で岡村司教授が行った講演「民法上より見たる家族」が問題となる。岡村が、民法の家制度に対する批判を行ったとして、政府部内で厳しい処分を求める声があがったのである。しかし、菊池大麓総長の嘆願や家制度自体を問い直すことにつながりかねないという政府の判断により、結局、譴責処分という軽い処分での政治決着した。

さらに1913（大正2）年7月12日には東北帝国大学から転任してきたばかりの沢柳政太郎総長が7教授に辞表を提出させた、いわゆる沢柳事件が起きる。法科大学のスタッフには辞職対象者がいなかったものの、総長の専断に対して、時の法科大学教官は揃って自らの進退を賭して教授人事についての教授会の自治権を主張した。7月13日の卒業式終了後、協議会を開催し、口頭で総長に抗議する。総長の態度が変わらないため、23日の協議会で「意見書」を作成し、教授・助教授が全員連署したうえで、総長に提出する。そこには、「学問ノ進歩ハ学問ノ独立ト相待タルヘカラス故ニ大学ヲシテ真ニ学問ノ淵藪ヲラシメント欲セハ教授ヲシテ官権ノ干渉ト俗論ノ圧迫トノ外ニ立タシムルコトヲ必要トス」ほか、6つの理由から、教授の任免は教授会の同意を得てなすべきであると⁽¹³⁾。

これを機に、法科大学の教官たちは、総長との対立を深め、小川郷太郎ら3人の教授を文部大臣との交渉に送り出すとともに、学内で総長との交渉にあたった。交渉委員になったのは、田島、戸田をはじめとする3教授であったが、沢柳総長に誠意が見られないとして、1914（大正3）年1月14日、法科大学教授17名と助教授2名の計19名が総長に辞表を提出するに至る。他方、学内においては、各分科大学も法科大学支持を公然と表明し、法科大学の学生や卒業生も法科大学教授支援の取組みを強めた。また、東京帝国大学法科大学教授会も支持を表明し、富井政章・穂積陳重の両東京帝国大学名誉教授が仲介の労をとることになった。

その結果、1月22日に上京した17名の法科大学教授・助教授は、文部大臣と直接交渉を行うこ

(11) 『京都大学概覧』1947年版、『京都大学百年史』176～178頁以下を参照。

(12) 『京都大学百年史』201～203頁。

(13) 沢柳事件については、同上、212頁以下に詳しい。引用は、219～221頁から。

とになる。24日の夜、文相官邸で、法科大学教官、富井・穂積両名誉教授に沢柳総長を加えた協議の場で、奥田義人文部大臣は「教授ノ任免ニ付テハ総長カ職権ノ運用上教授会ト協定スルハ差支ナク且ツ妥当ナリ」との覚書を発するに至る。ただし、奥田文相は、その後の帝国議会の答弁においては、依然、法科大学側の主張は官吏任免に関する天皇大権を侵すものであるという認識のもとに、「総長が参考のために相談をするだけである」といった答弁もしており、決して、法科大学の教官たちの主張が完全に認められたわけではなかった⁽¹⁴⁾。

とはいえ、同年4月には沢柳総長の更迭が行われ、その後、東京帝国大学総長の山川健次郎が、京都帝国大学総長を兼任するという異例の人事が行われる。山川総長は、翌年から後任総長の選任にあたって、各分科大学教授会の意向を確認するようになり、最終的に荒木寅三郎医科大学教授が、学内での賛成が多いということで、後任総長に任命されることになった。この荒木総長の任期が満了した1919年には総長選挙手続きが制度化され、法科大学が強く求めてきた総長公選制が実現することになる。だが、後に述べるように、軍国主義の台頭と教育統制が強化されるなかで再び暗転することになる。

2 大正デモクラシー下の経済学部の創設

(1) 学制改革と京都帝国大学経済学部の誕生

『経済論叢』が創刊された1910年代中葉、日本経済は第1次世界大戦のブームに沸き返り飛躍的な発展を遂げつつあった。また、銀行業や綿紡績業、電力業など多くの産業部門では、少数の大企業に経済力が集中し始めていた。民間の資本蓄積と急激な都市化が進行し、都市農村間の社会移動が活発になるなかで、官僚機構や企業エリートとしてのホワイトカラー層の育成が求められるようになっていた。また、労働争議・小作争議も激増し、1918(大正7)年夏には大規模な米騒動が勃発するに至る。他方、1917年にはロシア革命が起これり、社会主義思想が大きな影響力を及ぼし始め、経済学の世界にも深く浸透することとなった。

このような情勢のもとで、政府においては高等教育機関の整備が懸案となっていた。すでに寺内正毅内閣は臨時教育会議を設置して学制全般の改革の審議を開始し、北海道帝国大学の創設や各種高等学校の新設に追われていた。原敬内閣はさらに進んで「帝国大学令」を改正するとともに、新たに「大学令」を公布する(1918(大正7)年12月)。これにより、私立大学や単科大学の設置が認められるようになったほか、帝国大学については、従来の分科大学制度を改めて学部制度が導入されることとなった。また、「大学令」では、「数個ノ学部ヲ置クヲ常例ト」し、学部として、法学、医学、工学、文学、理学、農学に並んで「経済学及び商学」を明記しており、ここに経済学部創設の条件が揃う⁽¹⁵⁾。

新帝国大学令による最初の経済学部は、1919(大正8)年4月に東京帝国大学に置かれた。東京帝国大学では、すでに文部省との間で東京商業高等学校の改編問題とからんで、1913年頃から「商科

(14) 同上、230～233頁。

(15) 文部省『学制百年史』1972年、487頁以下による。

大学]あるいは「経済科大学」としての独立が議論されていた事情があり、帝国大学令改正に合わせて、学部として独立することになったという⁽¹⁶⁾。

しかし、京都帝国大学では、前述のように、まず1919（大正8）年2月の勅令第15号によって法科大学が法学部に変更された後、勅令第255号に基づいて同年5月28日付で法学部から経済学部が新たに分離独立するという経過をたどった。したがって、東京帝国大学経済学部から約2カ月遅れの創設となった。

もともと京都帝国大学法科大学では、経済学関連教官による『経済論叢』の独自発刊の動きはあったものの、東京帝国大学の場合と異なり、経済関連学科の法科大学からの組織的独立の動きはなく、むしろ政治経済学科の政治学科と経済学科の分離案が1918（大正7）年5月頃から議論の俎上にのせられていた。しかし、この分離案は、同年12月には帝国大学令改正に対応した学部制移行の準備過程のなかで、一気に経済学部の分離独立の動きに転回することになったのである。

経済学部独立は、翌1919（大正8）年3月26日の法科大学教授会で決議され、3月28日には経済学関連教授のみが集まり経済学部創設準備委員会が開かれた。この時点では9月創設を目標にしていたが、同準備委員会のなかから「独立準備委員」として互選された田島、神戸、河上3教授の精力的な調査・提案活動もあり、4月10日の創設準備委員会では6月1日独立案でまとまり、これが4月16日の法科大学教授会で正式承認されることになった。

創設準備委員会は5月21日までの間に都合8回開催され、学部規程、講座担任、授業担当や法学部との図書・予算の分割処理法等の基本事項を集中的に審議した。学部長は互選とし、任期は1年とされた。河上肇は、この学部創設にあたって、準備委員会での議論だけでなく、総長や法科大学学長とともに文部省に赴いたり、先行して設立された東京帝国大学経済学部の高野岩三郎教授を訪ねて事情を聴くなど、積極的に活動した。

河上が櫛田民蔵に送った同年4月12日付の書簡には、次のような記述がある。「小生は去月二十九日当地出発帰着、過る六日帰洛、其後は経済学部独立問題の爲め毎日朝より夕に至る迄時間を費し居り、夜に入りては筆を執るの元氣も無之、段々御無沙汰致候。学問に苦心致候と違ひ、事務上の事は不慣の為にや疲労を感ずること甚しく候。書卷を手にはせざる事殆ど十数日、此の如きは平生極て稀に御座候へ共、此際は犠牲も亦已むを得ずと存じ、画策に参加罷在候。幸にして卑見の容れられ候処も不少、小生京都に在るの必ずしも全く無益ならざるを信じ居候」⁽¹⁷⁾。

なお、4月14日の準備委員会で、評議会への上申文書として「経済学部ノ新設ヲ必要トスル理由」がまとめられているので、以下に紹介する⁽¹⁸⁾。

経済学ハ元來法科大学ノ一科目タルニ過ギザリシガ、近年俄ニ其社会的重要ノ度ヲ増加セシト同時ニ、学問ソノモノモ亦長足ノ進歩ヲ為シ、其研究ハ益々分化シ、今日ニテハ幾多ノ専門ニ分レ、其現状優ニ一学部ヲ組成スルニ足ルモノアリ。

最近ニ發布セラレシ新大学令ガ、綜合大学ノ一学部トシテ新タニ経済学部ヲ認ムルニ至リシ

(16) 『東京大学百年史』部局史編1、1986年による。

(17) 『河上肇全集』第24巻、岩波書店、1983年、76頁。

(18) 経済学部『大正八年 経済学部創設準備委員会議事録』による。

趣意ハ、蓋シ綜合大学ノ組織ヲシテ上ニ述ベタルガ如キ事情ニ適応セシメ、以テ益々經濟ノ進歩ニ便宜ナラシメントスルニ在ルベシ。

斯学ノ現状此ノ如ク、新大学令ノ規定亦此ノ如シ。翻ツテ、京都帝国大学法学部ニ於ケル經濟学講座ノ現状ヲ見ルニ、其充實ノ程度優ニ独立シテ一学部ヲ組成スルニ足ルモノアリ。試ニ之ヲ東京帝国大学ト比較スルニ、東京ニ於テ新タニ設立セラレシ經濟学部ノ専任教授數ハ、經濟科及ビ商科ノ教授ト合算シテ八名ナレドモ、京都ニ於テハ商科ヲ除キ經濟科ノミニテ専任教授數現ニ八名ニ達シ居レリ。(京都ニ於テハ東京ト異リ少クトモ当分ノ中經濟学部ノ一科トシテ商科ヲ設ケザル方針ナリ)新大学令既ニ經濟学部ノ独立ヲ認め、東京帝国大学亦之ヲ新設ス。此際若シ京都帝国大学ニシテ同一学部ヲ設クルコト無カランカ、經濟学ニ志ス学生ヲシテ、京都ニテハ斯学ヲ習得スルノ便宜乏シキモノト誤解セシムルノ虞アリ。而カモ本学ニ於ケル經濟学講座ノ充實ハ上述ノ如シ。是レ此際經濟学部ヲ独立セシメ、綜合大学ノ形式ヲ完備セシムルヲ以テ、便宜且必要トスル所以ナリ。

1919(大正8)年4月17日、京都帝国大学評議会は、この上申を「大正八年予算ニ関シテハ予算内ヨリ一切ノ經費ヲ支弁」することを条件に承認し、同年5月28日に經濟学部が設置されるに至る⁽¹⁹⁾。学部創設直後の5月30日には、經濟学部創設準備委員会を引き継いだ形で、第1回經濟学部教授会が開催された。初代經濟学部長には、田島錦治が選任された。また、評議員として神戸正雄と河上肇の両教授が選ばれた。

(2) 創設期の經濟学部における教育・研究活動の発展

誕生したばかりの經濟学部の講座数は法科大学時代のままであり、經濟学6講座、財政学1講座、統計学1講座であった。創立時点で、教授は、田島(經濟学第1講座)、戸田(經濟学第2講座)、神戸(經濟学第3講座)、小川(財政学講座)、財部(統計学講座)、河上(經濟学第4講座)、山本(經濟学第6講座)、河田(經濟学第5講座)の8名、助教授は本庄と小島の2名、職員については

表6 京都帝国大学經濟学部 科目表(1919年)

配当学年	必修科目	選択科目
第1学年	經濟原論第一部、經濟史、殖民政策、統計学、憲法、行政法、民法第一部、經濟書講読(第一外国語)	哲学、社会学、政治史、刑法總論、經濟書講読(第二外国語)
第2学年	經濟原論第二部、農業經濟学、工業經濟学、商業經濟学、外国貿易論、社会問題及社会政策第一部、財政学第一部、民法第二部、經濟書講読(第一外国語)	日本經濟史、政治学、國際公法第一部、國際公法第二部、經濟書講読(第二外国語)
第3学年	經濟学史、金融論、交通論、保險論、社会問題及社会政策第二部、財政学第二部、商法、經濟書講読(第一外国語)	東洋經濟学史、經濟地理、会計学、國際私法、經濟書講読(第二外国語)

出所：『京都帝国大学一覽 自大正7至大正8年』1919年。

(19) 『京都大学百年史』302頁。

書記4名のうち経済学部専任1名（残りの3名は法学部との兼任）だけという体制であった。

学生の最短卒業年限は3年とされ、法科大学時代と同様に本科生とは別に選科生も受け入れた。新学部創設にあたってカリキュラムも意欲的に組まれた。基本は、法科大学時代の学年別必修・選択科目制が引き継がれ、前頁表6のように経済学科目の基本科目を重視しながら、法学科目も必修科目や選択科目に入っていた。また、会計学や経済地理学の選択科目も配置されていた。

以上の講義科目とは別に演習も置かれ、論文試験を受ける第3学年生のみにも演習受講の機会が与えられた。また、講義科目のうち、配当が2学年にわたる科目については、教授が交替して講義を担当することが申し合わされ、例えば経済原論と経済学史は田島と河上が交替で講義を行う方法（いわゆる「競争講義」）がとられた。

『京都大学百年史』によると、文部省側は、新学部の定員（1学年100名）充足を懸念したようであるが、これに関しては官公立高等商業学校、高等農林学校、高等工業学校、医学専門学校及び学習院の卒業生については無試験で選科に入学することを認め、さらに選科入学後一年終了後の成績をもって本科への入学を認める工夫も行った。結果、経済学部の学生・生徒数は、法学部の政治経済学科からの転学部生を中心に、1919（大正8）年6月末で237名だったものが、同年9月末には416名になっていた⁽²⁰⁾。

その後、1922（大正11）年5月には、社会政策講座と経済史講座が増設され、河田と本庄がそれぞれ担任することとなった。また、同時期に規程改正が行われ、必修科目と選択科目の学年配当制や第3学年での論文試験は廃止され、聴講生制度が新設されている。1926年には、必修・選択科目区分に代わって、正科目・副科目区分制を導入し、併せて学年試験制度を廃して、学生の科目選択をより自由なものとした。同時に、この年から演習制度を拡充して第1学年から配当するなど、増大しつつあった学生数（学生定員は、創立当初は1学年100名であったが、1922年度から175名、さらに24年度からは250名になっていた）に対応する教育指導体制の強化が図られた。

こうした経済学部の創設とともに、研究面でも著しい成果があがり始め、「経済学の新しいメッカ」⁽²¹⁾と評されるまでになった。その研究活動の中心は、法科大学時代から引き継いだ『経済論叢』であり、その発行主体である京都帝国大学経済学会も学部創設直後の1919（大正8）年7月に、京都帝国大学法学会から分離して発足していた。経済学会は、以降、毎年の学部創立記念日に合わせて大会を開いたほか、毎月の例会では全教官と大学院生が参加し活発な議論が展開された。1923年6月には、「アダム・スミス生誕200年」を記念して、展示会と講演会を大々的に行っている。

さらに、1926（大正15）年7月には、英文版『経済論叢』ともいべき *Kyoto University Economic Review* が創刊された（当初は年2回、1939年から季刊）。日本の経済学会誌が、世界の経済学界に向けて英語で定期刊行物を送り出すのは初めてのことであり、国内外から大きな反響が寄せられた。例えば、昭和戦前期における八木芳之助による日本農業に関する諸論文が米国の戦後日本占領政策形成の重要な資料となったほか、柴田敬の経済理論研究はオスカー・ランゲなどによって注目されることになった。

(20) 同上。

(21) 大内兵衛『経済学五十年』上、東京大学出版会、1970年、55頁。

とりわけ、1920年代の日本の経済学界は「河上(肇)・福田(徳三)時代」と特徴づけられており、河上肇の活躍ぶりは特筆に値する。河上は、経済学会とは別に「経済学批判会」を1926(大正15)年12月に創設し、後の辞職に至るまで、法政大学の哲学者三木清らも交えて定期的な研究会・講演会活動を行った。

(3) 戸田海市の経済学研究と教育論

東京商科大学の福田徳三は、戸田海市や河田嗣郎とも親しく、たびたび京都に来訪し、河上の自宅などに泊まりながら、親しく研究交流をしていた。1924(大正13)年に戸田海市が病死した際、『経済論叢』に寄せられた福田の追悼文が、興味深い。福田は「博士の健康が未だ著しく衰えなかった頃の京大経済学部は、実に経済学者のパラダイスであった」「其の経済学研究会では、火の出るような討論が闘はされつつ、個人的の親睦は実に理想的であった」「此の独特の京都学風の達成には、戸田博士の釣合の取れた学風が、可なり大なる影響を有して居たことと思う」⁽²²⁾と、述べていた。なお、同追悼号では、関一大阪市長が、戸田による大阪社会調査事業への協力に謝礼を述べている。

ここで、特記すべきは、戸田海市の存在である。戸田は、1871(明治4)年、広島県で生まれ、苦学して東京帝国大学法科大学選科を卒業後、第四高等学校の教授となる。そこで同僚となったのが終生の友人となる西田幾多郎であった。1901(明治34)年に京都帝国大学法科大学講師に就任し、1903年2月から3年間ドイツに留学し、帰国した1906年8月に教授となる。戸田は、経済学第二講座に所属し、工業政策、商業政策、貿易政策、通貨政策など経済政策科目を講じたが、晩年に至る過程で取引所論と社会政策に強い関心を抱き、理論から政策研究に傾斜していった。とくに、社会政策学会の会員として工場法についても持論を展開したり、京都商業会議所の活動と深く関わったり、前述したように大阪市の社会調査事業の指導者として活躍し、社会問題への実践的・政策論的アプローチを追究した人物であった⁽²³⁾。また、前述したように、1908(明治41)年に、河上肇とともに教え子の河田嗣郎を京大講師に招くために尽力したのも、戸田であった。

学部創設前の、沢柳事件が起きた1914(大正3)年に、「現在の大学生に対する希望」を尋ねられた際に、戸田が『学友会誌』第9号に答えた一文が興味深い。戸田は、まず「大学生が今よりも尚一層自発的に活動せんことこれなり。殊に我が経済学は学ぶとか教ふるとか云ふことの誠に困難なる学科なるが故に、特に痛切に自発的活動の必要を感ず」と述べる。そして、学生の自発的研究心不足の原因のひとつは、経済学の教授法にもあるとする。具体的には、外国語の経済書講読が必須となっていることをあげ、大学を一枚つくる予算があれば、外国の書物を翻訳し、日本語によって十分研究できるようにすべきだという。さらに、戸田は「第二は現在の学問の材料は殆ど凡てが外国種特に西洋種なるが故に、自発的研究の妨害する所多し、これ学者の罪にして我等も亦其責を分たざるべからず、然しながら根本的に日本を研究して、我国の材料を多く採用する如きは、実に大事業にしてそれ迄進むには前途尚遠し、依て今は少くとも我邦の材料を蒐集したしと思ひてその

(22) 『経済論叢』第18巻第4号、1924年。

(23) 細川元雄「戸田海市覚書」京都大学経済学部調査資料室『戸田海市著作目録』1983年。

方に着手しつつあり」と述べている。輸入学問にとどまることなく、日本の経済・社会に関わる分析「材料」の蒐集の重要性を自戒の意識をもちながら語っているのである。そして、最後に戸田は、上記の「外部条件」に加えて、各人が「自発的意気」を起こすべきだとする。その意図するところは、「これは啻に学生の欠点なるのみにならず日本全国民の欠点なり、憲政擁護の運動、大学自治の事件の根底を貫流するは畢竟この意気にあり、国民の凡てが自覚して、あらゆる方面に向ひて自発的に活動する意気を発露せんことは最も望ましき事に属す」という主張にあった⁽²⁴⁾。この、戸田が追求してきた理論と実態調査、政策を結合しながら、社会的問題の解決に関わる研究スタイルは、その後も学部のなかで連綿と引き継がれていくことになる。

(4) 河田嗣郎・河上肇と大原社会問題研究所

この戸田の学風は、河上肇や河田嗣郎のそれに通じるものがあり、初期の社会政策学会に参画していた福田徳三や東京帝国大学の高野岩三郎らとの同志的なつながりが形成されていた。社会問題解決のための社会科学の研究を進めようとしていたのは研究者だけではなかった。倉敷紡績の大原孫三郎も、資本家の一人として、研究所の設立を構想していた。当初、親しくしていた徳富蘇峰から、時期尚早と言われていたが、1918（大正7）年に米騒動が富山県から大阪はじめ大都市に拡大し、労働運動、農民運動が急速に拡大するなかで、大原社会問題研究所の設立に着手する。

1919年に大阪で設立された大原社会問題研究所（以下、大原社研と略）も、2019年に創立100周年を迎えるが、その設立時期は、東京、京都両帝国大学における経済学部創立と重なっていただけでなく、人的にも深い関係があった。

大原社研の創立に深く関わっていたのは、京都帝国大学の河田嗣郎であった。河田は、戸田の教え子で、法科大学卒業後に徳富蘇峰が主宰する国民新聞の記者として活動していた。その徳富蘇峰が、河田を大原孫三郎に紹介し、河田は、大原の支援でドイツに留学もしている。その関係から、河田は、大原社研創設時から、講師の米田庄太郎（社会学）とともに研究員として協力していた。

その河田が、河上肇を研究員に招聘することを提案し、大原も直接河上と会って、研究員への就任を要請する。河上は、『河上肇より榊田民蔵に送りたる書簡集』の解説文のなかで、このときの様子を回想し、現在の日本の急務は社会主義的思想の普及であり、これに支援をしてもらいたいという趣旨の発言を率直に行うが、大原はそれを了とせず、研究員になることはなかった。結局、河上は、1920年に大原社研の「評議員」ポストに就くことになる⁽²⁵⁾。

一方、研究員を断った河上は、東京帝国大学の高野岩三郎を大原に紹介する。もともと河上と高野は親しく、経済学部の分離独立の際には、先行して設置されていたので、高野に助言を仰いでいた。その高野が、国際労働機関（ILO）の代表問題で世間を騒がせた責任をとって東京帝国大学経済学部を辞する事態となり、高野は大原社研の仕事に専念することになる。その直後の1920年に、「森戸事件」が起き、森戸辰男と大内兵衛が東京帝大を追われる。結果、彼らは高野がいる大原社

(24) 『学友会誌』第9号、1914年。

(25) 大原社研側から見た歴史については、本特集の榊論文を参照。また、法政大学大原社会問題研究所編『大原社会問題研究所五十年史』法政大学出版局、1971年、大原孫三郎傳刊行会『大原孫三郎傳』非売品、1983年、兼田麗子『大原孫三郎』中公新書、2012年、阿部武司編著『大原孫三郎』PHP研究所、2017年も参照。

研に移る⁽²⁶⁾。そして、河上の弟子でもあった櫛田民蔵も東京帝国大学講師の職を辞職して、大原社研に移り、大原の援助でドイツに留学した。こうして、大原社研は、高野を中心とした東京帝国大学経済学部出身のマルクス経済学者によって担われていくことになる。他方で、京都帝国大学経済学部の河田や米田は、大原社研から手を引き、河上も1920年に評議員の職を辞した。

(5) 社会科学研究会と「京都学連事件」

当時、経済学部内の組織ではないが、岩田義道や逸見重雄ら経済学部生が多く関与していた学生組織に社会科学研究会があった。同研究会は、1923(大正12)年10月に設立された伍民会が、翌24年5月に改称した団体である。同研究会は、全国組織の学生社会科学連合会(「学連」と連携して、学内での社会科学研究活動にとどまらず、1924年から導入が企図された大学での軍事教練に対する反対運動の中心となった。また、無産者大学を開講するなどして労働者農民運動へ深く関わっていた。もとより、このような学生の政府批判・社会主義的活動は、治安維持法体制を構築しつつあった当時の政府が許容し得るはずはなかった。

1925(大正14)年12月1日、同志社大学構内に軍事教育反対のビラが貼られていたことを契機に、京大社会科学研究会会員18名を含む36名が検束される事件が起きた(「京都学連事件」の第一次検束)。京大関係者の半数が経済学部生であった。特高警察による「出版法違反」嫌疑による家宅捜索・検束・取り調べに問題があったことから、12月2日及び10日に開催された京都大学全学の部長会議では、佐々木惣一法学部長を中心に警察批判が強く出された。そして、12月23日開催の評議会で、以下のような決定がなされた⁽²⁷⁾。

「今回本学学生ガ何カ嫌疑ヲ受クル様ニナリタルハ遺憾ノ至リナルガ(此点ヲ強ク云フコト) 京都府警察部ノ取りタル手段ニ就テハ不法ノ点アリ本学トシテハ迷惑ナルヲ以テ将来斯カルコトナキ様注意アランコトヲ乞フノ意味ヲ総長ヨリ口頭ヲ以テ内務・文部大臣ニ上申スルコト」

翌24日、経済学部の教授有志(神戸、財部、河上、河田、本庄、小島)は、「吾々の学問は一般自然科学と異り特に現代に於て最も研究の自由を擁護するの必要に迫られてゐる」との基本認識に立ち、「吾々の研究にして国禁に触ることあらば、決して法の制裁を拒むものではないが、前途ある研究中の学生に対して、その取締が誠意ある諒の下に、平静、穏当、適法に行はれん事は立憲治下の教育家として吾々の要求し得る所である」との声明書を発表した。12月26日に、荒木寅三郎総長は、佐々木惣一法学部長及び坂口昂文学部長とともに、若槻礼次郎内務大臣及び岡田良平文部大臣と面談し、両大臣は京大側の申し入れを聞き置く形となった。

ところが、一旦釈放されていた学生を含む14名(うち京大生12名)が、翌1926(大正15)年1月15日に再び一斉検挙されるに至る。このとき、河上肇教授らの私宅も一斉に家宅捜索を受けたうえ、1月18日には京大生の鈴木安蔵が追加検挙され、結局4月16日までに野呂栄太郎も含め

(26) 武田晴人「経済史研究と資料」『大原社会問題研究所雑誌』第719・720号、2018年9・10月。

(27) 『京都大学百年史』337頁。

38名が逮捕される事態となった。今回は、前年に制定された治安維持法違反の最初の適用事件となった。

公判は、1927（昭和2）年4月1日から開始され、一審判決は5月30日に言い渡され、治安維持法第2条違反で病欠者以外の全員が禁固1年から8カ月となった。その後、被告側、検察側双方が判決を不服として控訴、その判決は1929年12月22日に出される。途中、3.15事件があり、その連座者が多数でて、裁判が輻輳化したからであった。その判決に不服な9名が上告したが、最終的に1930年5月に上告棄却となり、刑が確定した。

この裁判結果がでる前、第二次検束が行われた直後から、文部省及び検察から総長への圧力が高まり、総長は京都帝国大学内部での対処方針を固めていくことになる。1926（大正15）年1月28日に、総長のもとに各学部代表からなる特別委員会が設置され、経済学部からは神戸正雄教授が入る。そこで一般学生に対して国禁に触れないようにすることを総長自らが訓示することと、社会科学研究会に対する方針が決められる。前者は、2月13日に学生を集めてなされ、後者については京大の社会科学研究会代表者を集めて覚書を通知する。この覚書には、会の目的を研究活動に限定すること、学連等の学外団体との関係を断つこと、会の組織・行動について大学当局に報告すること、研究活動について教官の指導を受けることが書かれており、これを条件に、存続を認めることとなった。

荒木寅三郎総長が、新たに社会科学研究会の指導教授として指名したのが河上肇であった。河上は、この時のことを、『自叙伝』に詳細に書き残している。「私を呼んだ荒木総長は、私に向って、如何なる責任をも負わさぬから、この際ぜひ社会科学研究会の指導教授を引受けてくれと云う話をしたあと」「椅子を離れて、極めて鄭重なお辞儀をした」。「私は嫌な気がしたが、しかし十四五歳も年長の老総長が部下の一教授に対し斯くまでに腰を折られたのは、心中よくよく困って居られるのだろうと思うと、急に気の毒になり、もはや何の文句も云わずそのまま問題の指導教授を承諾して引き下がった」⁽²⁸⁾。

さらに1926（大正15）年9月18日に予審終結決定書の送達を受けた荒木寅三郎総長は、懲戒委員会を開き、2名の退学・除名者を除く16名を無期停学処分とした。

この京都学連事件とその結末は、大正自由主義の終焉を告げるものであっただけでなく、経済学部と河上肇にとっては後の大激震の予兆とも誘因ともいえるものであった。

3 時代の暗転——河上事件

(1) 河上への辞職勧告

最初の男子普通選挙が実施されて1カ月も経たない1928（昭和3）年3月15日、日本共産党関係者への大弾圧が行われた（3.15事件）。このなかには、京都帝国大学をはじめ各大学の社会科学研究会会員も多数含まれていたことから、文部省では学生の処分、「左傾」教授の進退、社会科学研究会の解散を4月12日に省議決定し、荒木京大総長らに方針の徹底を図った。それから2週間、

(28) 河上肇『自叙伝』五、岩波文庫、27～28頁。

全国の大学で「左傾」教授の追放と社会科学研究会解散の嵐が吹き荒れ、東京帝国大学経済学部の大森義太郎、九州帝国大学の向坂逸郎らとともに、本学の河上肇教授が4月18日付で大学を辞するに至った。また、同日には京都大学社会科学研究会も、総長から解散を命じられた。世にいう「河上事件」は、当時、ファシズム化への歩みを速めていた政府・文部省による本格的な大学・思想統制の一端であった。それは同時に、京都帝国大学及び経済学部にとっても、創立期から培ってきた大学・教授会自治の真価が問われる重大な試練であった。

河上肇が辞職に至る学内経過をやや詳しく見ておくことにしよう⁽²⁹⁾。4月12日に文部省に呼ばれた荒木総長は、その直後に財部静治経済学部長及び長老の神戸正雄を東京に呼び出し、文部省の意向を伝え、経済学部教授会に諮ることなく、河上に辞表を提出させようとしたという。実は、これには伏線があった。1927(昭和2)年に、河上肇が『マルクス主義講座』のために書いた一文が枢密院で問題になり、水野文相から荒木総長に対して、この一文を取り消すべきという意向を伝えた。荒木総長は、1927年末から翌年初頭の頃、河上を楽友会館に呼び出したところ、河上はこれを承知しなかったという一件があった。このとき、神戸正雄教授が学部長を辞職していたのである。

(2) 経済学部教授会の対応と河上の辞職

しかし、総長主導による辞職勧告は、かつて沢柳事件で確立した教授会の教授人事権を侵害するものであった。河上教授辞職勧告の情報を得た法学部では、早速緊急の教授会を開いて、河上問題については経済学部教授会の同意を得るべきであるとの決議を総長に上申した。一方、当の経済学部教授会は4月16日午前に開かれた。そして、そこでの結論とは、「経済学部教授会は、総長の指示した辞職勧告の理由を正当と認めないが、総長が河上教授の辞職を断行するつもりならば同意してもよい」⁽³⁰⁾という、「奇妙な内容」のものであった⁽³¹⁾。なお、当事者の河上はもちろん、彼の友人であった河田嗣郎も大阪商科大学設立準備のため、その教授会を欠席していた。しかも、この教授会での議事録は学部は一切残されることはなかった。

同4月16日午後、荒木総長と学部最長老教授の神戸は、河上を研究室に訪ね、学部教授会決議には触れずに、3つの理由をあげて辞職勧告を行った。この時、河上はその理由の正当性を認めずに辞職を拒否した。しかし、帰宅すると法学部の佐々木惣一・末川博教授が待っており、彼らから経済学部教授会での決議内容を聞き知るに及んで、河上は即座に辞職を決意した。財部学部長が不在のため、河上は直接総長に会い、経済学部教授会決議の有無を確かめた後、辞表を提出したのである。

右に述べた辞職勧告の3つの理由とは、第1に『マルクス主義講座』の広告文にある河上の文章が不穏当であること、第2に総選挙の際に河上が香川県で行った大山郁夫の応援演説に不穏当な箇所があること、第3に社会科学研究会会員から治安を乱す者を出したこと、であった。第1、第2の点については、「不穏当」の意味内容が漠然としすぎて明確でなく、しかも大学教官の選挙応援は自由であった。また、第3の点についても、前述の学連事件後に、「如何なる責任をも負わさぬ

(29) 大野英二「解題」『河上肇全集』第16巻、岩波書店、1984年及び『京都大学百年史』335～359頁を参照。

(30) 瀧川幸辰「河上教授の退職」堀江邑一他編『回想の河上肇』世界評論社、1948年、37頁。

(31) 佐々木惣一『疎林』甲文社、1947年。

から」と社会科学研究会の指導教授を河上に懇請したのは、ほかならぬ荒木総長本人であった。したがって、河上はもちろん経済学部教授会も、辞職勧告理由は妥当しないと主張したのである。しかし、他方では、経済学部教授会が河上の「自発的辞職」はやむを得ないと決議したことは、教授会自治を第一と考えていた河上にとっては、その内容はどうであれ、無視できない事態であった。そこで「大学の一員として大学の自治を極力擁護せねばならぬと考へ来った私としては自らの属する学部教授会の決議を無視し得ざる立場にあり、私が辞意を決するに至ったのは一にこの点からである」との辞職声明を公表したのである⁽³²⁾。

荒木総長は、河上からの電話を受けて、4月16日午後5時40分に評議会を招集し、河上教授辞職の件を報告、さらに自らの辞職を表明する。財部経済学部長も併せて辞職の意向を表明した。

なお、『京都大学百年史』では、河上があえて辞職勧告決議に反論しなかった理由として、『自叙伝』での「こうした時勢にマルクス主義を信奉することを公言して憚らない者が、いつまでも大学教授の地位に止まることが出来ない位のことは、最初から分り切ったことだ」という一文を紹介している。また、戦後出版された神戸正雄の回想録『対楓庵雑記』（朝日新聞社、1948年）の、「事件は、荒木さんと河上さんの差しちがえで解決されたもので、教授会は干与せずというのであった」という一文を引用し、先の「奇妙な」経済学部教授会決定の事情が理解できるとも述べている⁽³³⁾。偶然にも、1929（昭和4）年12月、荒木は京大総長を辞任し学習院長に、河上は新労農党の活動家として京都から東京へと活動拠点を移す。これを、1929年12月21日付の『京都帝国大学新聞』は、「二巨星東へ、荒木氏学習院長、河上氏一党員」という見出しで伝えている。

さて、河上教授辞職を知った学生たちは、4月17日の講義終了後に緊急の学生大会開催を計画した。しかし、これは学生監によって無届け集会として禁止されてしまう。その後にも数次にわたって学生大会開催が準備されるが、いずれも解散・中止を余儀なくさせられてしまった。結局、経済学部学生有志は、5月12日に「河上博士送別謝恩会」を開催し、その場で河上博士辞職反対学生大会実行委員会の名で声明書を発表した。その声明書は「河上博士に対する追慕の情は決して消ゆるものではない、否河上博士が異常な熱を以て我々に説かれた真理が今真理なるが故を以て権力に蹂躪されていることを牢固として確信するに到った、真理を守ることは自由を守ることであり、研究の自由は我等学生の手によって守られるより外に道はない、我等は今戦の戈を収める、されど銘記せよ、我等がこの戦と弾圧を通じて得たる確信は恐らく死に到るまで消えないであろう」と結んでいる⁽³⁴⁾。

しかし、こうした大学への政府・文部省当局による介入は、河上肇らの追放や社会科学研究会の解散にとどまらなかった。政府は1928（昭和3）年4月17日に「学生・生徒の思想傾向の匡正、国民精神の作興」を訓令したのに続き、翌29年7月には学生課を部に昇格させ、「思想対策」を強化した。経済学部内においても、28年6月26日の教授会において、輸入禁止・発売禁止図書の出禁止を決定している。

(32) 河上肇『自叙伝』一、241～242頁、『京都大学百年史』353頁以下参照。

(33) 『京都大学百年史』358～359頁。

(34) 『京都帝国大学新聞』1928年5月21日付。

4 学部教官の世代交代と瀧川事件

(1) 世代交代と学問の専門化

こうして京都帝国大学経済学部は河上肇を失うこととなったが、大正末期から昭和初期にかけては、学部創設時の教授会メンバーが一挙に学部を去っていった時期でもあった。1924(大正13)年には戸田海市が病死したのに続き、小川郷太郎が政界へ転身、さらに1927(昭和2)年には田島錦治が退官、そして1928年には河上肇の辞職に続いて河田嗣郎が新設された大阪商科大学学長となり京大を去った。創設時からの教授で、残っていたのは神戸、財部、山本の3名だけとなり、学部教授陣は本庄榮治郎、小島昌太郎、汐見三郎に加え、1930年に教授となった作田莊一、高田保馬、石川興二、さらに1933年から34年にかけて教授に昇任した谷口吉彦、八木芳之助らであった。谷口、八木は、京都帝国大学経済学部を卒業した世代である。

学内の研究活動について見ると、引き続き経済学会が中心的存在となっていたものの、河上らの「経済学批判会」は姿を消した。その後は、個別分野ごとの研究活動の専門化が進展していく。例えば、1929(昭和4)年には本庄が農学部の黒正巖らとともに経済史研究会(のち、1933年に日本経済史研究所に発展)を設立し、月刊誌『経済史研究』を中心に活躍したほか、小島は1931年に京都経営学会を設立して『経営と経済』を発行し、「実際に即した」経営学研究の前進を図った。また、統計学の分野では財部が、31年に国際統計協会正会員となり、日本統計学会の創立総会が楽友会館で開催された。他方、この時期には、外国からの著名な経済学者の来訪も相次ぎ、30年秋には統計学のツァーン(F. Zahn)教授とジニ(C. Gini)教授が来学して講演したほか、31年にはシュンペーター(J. Schumpeter)教授が経済学部を訪れ、晩餐会が開かれている。

さて、様変わりした教授会のもとで、1929(昭和4)年に大がかりな学部規程の改定作業が行われ、翌30年度から実施に移された。改定の要点は、第1に従来の正科目・副科目区分を4類区分(第一類は経済学固有の科目、第二類は歴史・商業科系科目、第三類は法学・文学系科目、第四類は外国経済書講読と演習)とし、それぞれの類での最低取得単位数を定めたこと、第2に従来1科目1単位としていたものを1週2時間で1単位とし、単位制に変更したこと、第3に外国経済書講読と演習を第四類にまとめることによって在学期間中にいずれかを必ず履修するようにしたこと、第4に受験必要単位数を増やし学生の登校を促したこと、第5に高等学校出身入学希望者の増加があるため選科生制度を廃止したこと、第6に従来決められていなかった在学期間を6カ年までに制限したことである。このうち選科生制度の廃止については、従来この制度によって便益を受けてきた留学生をはじめ在学中の選科生から、存続を望む請願書が提出されたが、その要求は実らなかった。

1929(昭和4)年から31年にかけては、日本も未曾有の大恐慌に襲われ、学生の生活や就職も極度に厳しさを増した時期であった。30年度第2期授業料未納者は全学で500名を超えたが、経済学部でも学部生の1割強に当たる81名が授業料を納めることができなかった。

(2) 瀧川事件と経済学部教授会

こうした厳しい就職戦線が弛み始め、ようやく求人数が増大し始めた1933(昭和8)年春、再び

大学に緊張が走った。いわゆる「瀧川事件」が、法学部のみならず京大全体を、さらには全国の大学を巻き込んで、大学の自治をめぐる一大問題へと展開していったのである。法学部の強い反対意見にもかかわらず、文部省が瀧川幸辰教授の『刑法読本』が危険思想であるとして、5月26日に文官分限令によって同教授の休職を発令するや、法学部教授会はこれに強く抗議し、教授一同辞表を提出する事態に立ち至った。経済学部では、5月19日から7月16日にかけて都合18回にわたって臨時教授会を開いたが、他の5学部と同様、傍観者の立場に終始した。

これに対し、経済学部の学生の方は、法学部学生の動きと同調して、学生大会や高校代表者会議を開催し、経済学部教授会に対し毅然とした態度をとるように求め、「謹んで講義を辞退する」と授業ボイコットを宣言した。しかし、教授会側は、若手助教授からの要請にもかかわらず、これに休講措置で対応し、さらには「父兄」に対し学生の帰省を促すように求めた手紙を送付し、もっぱら学生運動の鎮静化に腐心するのみであった。

当時の山本美越乃学部長が学生たちに語ったところによれば、経済学部教授会が消極的態度をとらざるを得ない理由は、第1に門外漢にとっては文部当局及び法学部教授会の両論の是非を軽々に判断できない、第2に研究の自由、大学の自治と今回の問題は自ずから異なる、第3に休職処分が勅令違反かどうか判断できないことにあったという⁽³⁵⁾。

また、前述の「父兄への手紙」によれば、研究の自由及び大学の自治は、「大学ハ国家ニ須要ナル學術ノ理論及応用ヲ教授シ並其ノ蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的」とした大学令第1条の規定の限度内でのみ認められるというものであった⁽³⁶⁾。しかしながら、それは、沢柳事件の際に法科大学教授・助教授一同が発表した意見書に見られる「学問ノ進歩ハ学問ノ独立ト相待タサルヘカラス故ニ大学ヲシテ真ニ学問ノ淵叢タラシメント欲セハ教授ヲシテ官権ノ干渉ト俗論ノ圧迫トノ外ニ立タシムルコトヲ必要トス」という理念に比べれば、はるかに後退したものであった。また、社会批判という真理追究の姿勢を放棄し、ファシズムと軍国主義化への道をひた走る国家の意向の枠内にあえて甘んじることを自ら宣言したのもでもあった。もっとも、このような方向への歩みは、すでに河上事件において決定的なものとなっており、瀧川事件をめぐる経済学部教授会の態度はマルクス主義思想に続いて大正自由主義の理念をも大学から追放することを容認したものであったといえる。

5 戦時体制下の経済学部と戦争協力

(1) 戦時体制下における経済学部の拡充

1934（昭和9）年は、経済学部にとって創立15周年にあたり、5月29日にはこれを記念して、貴重本の展覧会や講演会、祝賀会が催された。だが、大学の外では戦争とファシズムへの流れが急速に強まりつつあった。すでに1931年には満州事変が起り、翌32年には「満州国」がつくられ、33年には国際連盟からの脱退が決行された。国内の農村では東北で凶作、西日本で早魃や台風被害が相次ぎ、娘の身売りなどの社会問題が尖鋭化していた。これに対し、都市の工場は軍需景気に

(35) 『京都帝国大学新聞』1933年6月5日付。

(36) 経済学部『自昭和八年四月至九年三月 庶務教務関係書類』綴にある「父兄への手紙」より。

沸き、満州や朝鮮への資本進出がブームとなった。

いわゆる満州ブームは、教官の研究活動や学生生活にも反映し始めた。研究対象を求めて満州に渡る教官が増え、1934（昭和9）年には総長のもとに「満蒙調査会」が設けられ、経済学部のスタッフもこれに参加した。また、33年からは各学部の学生代表からなる「産業建設学徒研究団」が満州に派遣されたほか、南満州鉄道をはじめとする国策会社への就職希望者も急増した。だが、1937年7月、中国盧溝橋で日中両軍が衝突し日中戦争が全面化するに及んで、大学もまた戦時体制のもとに入っていくことになる。

経済学部では、昭和10年代に3つの講座と1つの研究所を増設したが、いずれも戦時色強まる時流に沿ったものであった。とりわけ、1939（昭和14）年2月に学部長に就任した石川興二は、東亜経済政策原論及び日本経済理論の両講座増設（39年10月）と東亜経済研究所の実現（40年11月）において、積極的な役割を果たした。石川は、学部長に就任早々、文部大臣及び文部次官の強い支持を得て、新講座（当初学生定員150名の「東亜経済学科」構想をもっていた）増設の追加予算を獲得した。その新設理由書には、「斯クテ我経済学部ノ攻究スベキトコロノ国家ニ須要ナル経済学ハ今日マデノ西欧中心ノ経済学ニ止マルコトヲ得ザルニ至リ、寧ロ日本ガ自ラヲ経済学的ニ考察スル日本経済学ト此ノ日本ヨリ東亜ヲ経済学的ニ考察スル東亜経済学コソ日本ノ大学ノ経済学部ニ於ケル須要ナル攻究課題トナレリ」と記され、「東亜新秩序」形成への貢献が強調されていた⁽³⁷⁾。

他方、石川は、紀元二千六百年記念事業の1つとして東亜経済研究所の設立をあげ、その実現に向けた条件整備を行った。もともと経済学部では、創設期から「東方経済研究所」の構想があり継続的に概算要求を行ってきたが、実現には至っていなかった。石川は、まず、「支那経済慣行調査部」を学内に設けて、国策研究機関である東亜研究所からの委託研究を受け、これを東亜経済研究所に発展させることを目指した。ちなみに、東亜研究所の理事長近衛文麿は京都帝国大学法科大学生時代には石川と同じクラスであり、また東亜研究所の所管官庁である企画院総裁滝正雄も法科大学講師を務め、河上肇らの「経済学読書会」の書記役を果たした人物であった。

支那経済慣行調査部は、1939（昭和14）年11月から42年12月までの3年間に総額8万7,000円の委託研究費を受け入れ、土地慣行（主任八木芳之助）、商事及金融慣行（主任谷口吉彦）、工鉱業慣行（主任蜷川虎三）の調査を行った。また、これら3班の研究部とは別に総務部を置き、その主任である石川が、顧問格の神戸名誉教授とともに東亜研究所の委員を兼職しながら研究の統括にあたった。調査は、3名の研究部主任のもとに、戦争によって海外留学機会を奪われた多数の助教授をはじめ、若手の講師、助手、副手が嘱託として参加し実施された。その成果報告書である「支那経済慣行調査報告」は、17冊に及んでいる。

1940（昭和15）年11月、近衛新体制のなかで、東亜研究所の委託費とは別に外務省及び海軍省からの委託調査費の見通しがついた。そこで学部は「新しく建設さるべき新東亜共栄圏に於ける経済の理論的、歴史的、政策的総合研究を対象」とした東亜経済研究所を発足させることとなった。所長は、経済学部長が兼任し、谷口吉彦が初代所長となった。同研究所は、経済学会基本財産の一部を譲り受け、これと委託研究費とによって、機関誌『東亜経済論叢』の発行や研究会活動を行った。

(37) 『昭和十四年度 庶務教務関係書類』綴にある「講座設置理由」より。

なお、東亜研究所と経済学部との関係は、研究の受委託だけではなかった。1939（昭和14）年度からの規程改正により新科目として東亜経済政策原論、東亜農業論、東亜金融論が追加された。このうち東亜農業論については東亜研究所所員の大上末広と支那経済慣行調査の現地実施機関であった満鉄調査部の天野元之助があたった。このうち大上は、39年8月に法・文・経・農の4学部が「国家ニ須要ナル東亜ニ関スル人文科学ノ総合研究」を目指して設立した人文科学研究所の経済学関連助教授として着任し、東亜研究所と経済学部とのパイプ役を果たした⁽³⁸⁾。さらに、3つ目の講座増設として、1941年には「日本経済学ノ建設」と「日本精神ヲ明徴」にすることを旨とした「日本経済思想史」講座が認められた⁽³⁹⁾。こうして、東亜関連講座の増設によって経済学部は13講座を擁するに至る。

（2）教官の増員と文部省による統制強化

すでにこの頃には、神戸、財部、山本らの創立時メンバーは退官もしくは病没し、作田も満州国建国大学副学長として転出していた。これに代わって、蜷川、柴田、松岡孝児が教授陣に加わるとともに、演習制度拡充によって助教授陣が増員され、その数は1936（昭和11）年の6名から、40年には10名（中川與之助、大塚一朗、堀江保蔵、中谷實、佐波宣平、穂積文雄、徳永清行、静田均、白杉庄一郎、青山秀夫）に増えた。しかし、戦時色が濃厚になるにつれて、彼らの研究内容もまた、戦時経済、大東亜共栄圏、南方問題、日本精神等へと傾斜していった。39年頃からは、文部省はたびたび経済学部教官に対して、その研究内容、業績、講義内容に立ち入って詳細な調書提出を求めたが、こうした教育・研究内容への介入が、以上のような傾向に拍車をかけた。

（3）石川事件と文部省による統制強化

戦争が泥沼化していった1943（昭和18）年春、再び経済学部を筆禍事件が襲った。今回は、学内外で東亜経済建設や新体制運動に積極的に関わってきた石川興二の著作が問題とされたのである。43年2月6日、第81回帝国議会衆議院予算委員会の場で、質問者の作田高太郎が、石川の著書『新体制の指導原理』のなかにマルクスの系譜に基づく記述があること、治安維持法が「資本主義的墮落」であると述べていることを指摘し、石川の処分を文部大臣に迫った⁽⁴⁰⁾。これに対し橋田邦彦文相は、すでに同書については石川の同意のもとに絶版としたうえで、総長を通して戒告したところであるが、「最近ニ調べマシタ所、コチラノ注意戒告ニ対シテ一時或ル程度マデノ戒慎ノ情が見エテ居ツタト思ッテ居リマシタノガ、必ズシモサウデナイヤウニ思ハレル節ガ判然ト致シマシタノデ、目下ソレニ付テノ処置、其ノ他ニ付テ考ヲ致シテ居リマス」と答弁した。その後、総長から経済学部教授会に対し、石川の休職処分を文部当局に具申してよいかとの打診があり、教授会は、43年2月20日に何らの反論もせずこれを受け入れたのである。この結果、3月18日に石川は休職扱いとなった。河上肇の弟子でありながら皇国体制を賛美した石川の急進的右翼思想をも排撃することとなったこの事件（いわゆる石川事件）は、時の為政者がいかに偏狭になっていたかを示すと

(38) 原覺天『現代アジア研究成立史論』勁草書房、1984年。

(39) 『昭和十六年度 庶務教務関係書類』綴にある「日本経済思想史講座設置理由」より。

(40) 『帝国議会予算委員会会議録 第十回 昭和十八年二月六日』及び、『京都大学百年史』444頁を参照。

ともに、河上、瀧川両事件に続き経済学部の教授会「自治」の形骸化を3度曝け出すことになった。

(4) 戦争末期における教育・研究の麻痺

他方、教育制度面でも、1940(昭和15)年度には大幅な改革が行われた。すでに述べた東亜経済・日本経済論系の科目の新設と並んで、1938年度からの演習必修化をさらに推し進め、2年次生での履修を必修化することにして演習数を16組とした。また試験の難易のみで科目が選択される傾向が強まっていたため、再び科目学年制を導入してカリキュラムを引き締めた。また、総長から

表7 京都帝国大学時代の文系卒業生の進路(1941年3月1日現在)

主な種別	実数			構成比		
	経済学部	法学部	文学部	経済学部	法学部	文学部
行政官吏	138	495	86	3.3%	5.5%	3.1%
司法官吏	6	482	2	0.1%	5.4%	0.1%
宮内官吏	0	13	4	0.0%	0.1%	0.1%
外交官吏	1	6	5	0.0%	0.1%	0.2%
貴衆両院議員	0	21	1	0.0%	0.2%	0.0%
公吏	103	379	26	2.5%	4.2%	0.9%
陸海軍軍人	10	140	181	0.2%	1.6%	6.5%
弁護士	8	442	1	0.2%	4.9%	0.0%
弁理士	3	8	0	0.1%	0.1%	0.0%
その他法務職	0	16	0	0.0%	0.2%	0.0%
学校職員	200	258	1,459	4.8%	2.9%	52.1%
宗教家	0	11	57	0.0%	0.1%	2.0%
医術開業者	0	1	4	0.0%	0.0%	0.1%
銀行、鉱山及び会社員	2,066	3,348	91	49.3%	37.2%	3.2%
新聞雑誌記者	68	88	47	1.6%	1.0%	1.7%
満州国官吏	27	145	12	0.6%	1.6%	0.4%
中華民国官吏	3	8	7	0.1%	0.1%	0.2%
その他の業務者	148	440	107	3.5%	4.9%	3.8%
大学院学生	20	89	96	0.5%	1.0%	3.4%
海外留学	1	6	5	0.0%	0.1%	0.2%
他学部又は他学科学生	4	22	14	0.1%	0.2%	0.5%
職業未定及不詳	1,226	1,995	351	29.2%	22.2%	12.5%
死亡	161	585	246	3.8%	6.5%	8.8%
計	4,193	8,998	2,802	100.0%	100.0%	100.0%
外国人卒業生(外数)	88	76	13	2.1%	0.8%	0.5%

出所：『京都帝国大学一覽 昭和16年度版』1941年12月。

希望のあった学生の「訓育指導」方策を具体化して、1年次生に対し「訓育指導班」制度を新設した。これは、教官の学生指導をより綿密なものとするため、学生14～5名に対し1名の指導教官を配置し、学生の「訓育」を図るものであった。

一方、次第に軍事教練が大学教育のなかで幅を利かせていったことも見逃せない。1934（昭和9）年には軍事教練が1週間に2時間ずつ割り込んだのに続き、1939年度からは必修化され、出欠調査が徹底して行われた。このような殺伐とした状況のもとで、学生の自主的な研究活動は沈滞化の一途をたどり、わずかに「国民経済研究会」や「新体制研究会」といった時局に合わせた研究会が教官指導のもとで細々と開かれるにすぎなくなった。

ところで、『京都帝国大学一覧』昭和16年度版には、1941（昭和16）年3月1日現在での、各学部の卒業生の進路状況が掲載されている。このうち文系3学部だけを抽出して、まとめたものが前頁表7である。学部創設以来、経済学部の卒業生は4,193名に達し、法学部の半分弱ではあったが、文学部の2,800人余りを上回っていた。その進路の大きな特徴は、「銀行・鉱山及び会社員」がほぼ半数の49.3%を占めていたことである。これは、民間企業以外に行政・私法官吏、帝国議会議員の比率が比較的高い法学部や、旧制小中学高校教員とみられる「学校職員」の比重が半数を超える文学部とは異なった特徴を示していた。また、この時点における外国人の数は、実数でも構成比でも経済学部が最も多かったことがわかる。

（5）学徒出陣・勤労働員と在学戦没者

戦火が太平洋戦争にまで拡大した1941（昭和16）年には、「大学学部等ノ在学年限又ハ修学年限ノ臨時短縮」に関する勅令が公布された。これにより、在学期間を3カ月短縮して卒業した新卒者が前線に送り込まれていった。同年10月には、京都帝国大学報国隊が全学生を組織して結成され、経済学部にも経済学隊が編成された。報国隊は、学内防火訓練や翌42年から本格化していった学徒勤労働員における組織単位となった。さらに、1943年には在学徴集延期制度が停止され、多くの学生が11月20日の壮行式後、第1次学徒出陣として戦場に旅立った。1944年には政府の「理系拡充・文系縮小」の方針に従って、経済学部の学生定員も、300名から195名に減らされる。徴兵年齢の引下げもあり、文系学部では、1944年10月入学の新入生の大半が翌年春に入営することになった。これに対応して、経済学部では、従来3カ年を要した全課程を1カ年で修得させるカリキュラムと試験体制をつくった⁽⁴¹⁾。後に残された学生たちは、「勤労働員」ということで若手教官に引率されて滋賀県での干拓事業をはじめとする強制労働に従事したり、厳しくなる食糧不足への対応策として学内の樹木を伐採し大学構内で食糧増産活動を行った。

なお、戦時勤労働員体制が強まるなかで、学部長退任後も学生課長として激務に従事していた八木芳之助が、動員引率先の琵琶湖畔で倒れ、1944（昭和19）年5月に不帰の人となった。

この頃に学部の助教授であった堀江保蔵は、戦後、次のように回想している。

「昭和18年には早々に勤労作業がはじまりました。最初の勤労作業は軽いもので、どこかの

(41) 『京都大学百年史』454頁。

鉄道沿線の草刈りのようなものだったと思います。当時学生課長をしておられた八木先生が引率していかれました。そして、現地ですぐに雨にうたれ、風邪をひかれた。これがもとで八木先生は病気になるまで、それでお亡くなりになりました」。

「それから学徒動員がはじまりまして、授業は半分はないような状態でした。兵隊にとられない学生は、言葉は悪いけれども弱体班と呼ばれ、むろん集団で勤労作業に出るのです。一番はじめに行きましたのが豊川の海軍工廠です。これは法経文の三学部が共同で行きました。その次に、あるいは前かも知れませんが、江州の東の方へ何か溝洫みたいなことに行ったことがあります。その次に行きましたのが宇治の陸軍火薬工廠で、火薬の原料を貯蔵するプールのようなものを黄葉山の裏山に掘るといって、先遣部隊としてやらされました。最後に行きましたのが滋賀県今津の干拓作業場で、そこで終戦になった次第です。

この勤労作業に誰か教官が付いて行かなければならなかった。白杉庄一郎君と私は比較的勤勉であるし、体もよいしということで、いつも先遣部隊について行かされました。そこで向こうと交渉をして、作業内容はこう、作業時間もこうこうというふうにあレンジして、次の人にバトンタッチするということがあったのです。ところが、そうした勤労動員に行くのは助教授なんです。どこへ行くのかは教授の人が決める。これではけしからんと、助教授たちが文句を言いに行った。少なくとも勤労作業についての相談には助教授も加えよと。それが結局承認されて、今の教官会議のようになったのです」⁽⁴²⁾。

勤労動員先でわずかに保たれていた講義時間も、1944（昭和19）年夏からは完全に休止され、生産活動のみに一本化されてしまう。もとより、教官のなかにも徴兵された者があり、1943年度から大学院特別研究生制度が新設されたものの、戦況が悪化するにつれて学園での教育研究活動は無きに等しいものとなっていった。わずかに、経済学部南方研究会が組織されるが、1944年には『経済論叢』の発行も細々としたものになり、『東亜経済論叢』に至っては休刊に追い込まれてしまう。さらに、戦争末期には、空襲に備え、防火・宿直体制が強化され、図書4万冊を北桑田郡の周山小学校へ疎開させた。

京都大学大学文書館では、総長裁量経費を活用して、2004（平成16）年度から05年度にかけて「京都大学における『学徒出陣』についての調査」を実施した⁽⁴³⁾。同調査は、各学部が所蔵する学籍簿やその他の刊行物をもとに、在学中に入隊した学生生徒の徴集、復学、戦没に関するデータ、及び京大卒業生の戦没者についてのデータを収集、整理している。また、実際に学徒出陣によって入隊した学生たちの資料やインタビュー記録も記載されている。これをもとに入学年月別の戦没者数をまとめたものが、次頁表8である。上記の調査手法からわかるように、このデータはすべての戦没者を網羅したものではないが、経済学部では、少なくとも卒業生で75人、そして在學生で兵役に服した66人が戦争の犠牲者となった。1942（昭和17）年4月入学生までは卒業生の方が多かったが、1942年10月入学生以降の犠牲者はすべて在學生であった。しかもその犠牲者の数は、全学の

(42) 『思い出草 第二集』京都大学経済学部、1990年、24～26頁。

(43) 京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』2006年7月。

卒業生犠牲者の 32.5%，在学生の 25.0%を占めたのである。

姓名が判明した 66 人の戦没者の死因は、特攻隊を含む戦死のほか、戦病死も多数を占めた。戦没地も、フィリピン、ビルマなどの激戦地のほか、沖縄戦、さらに原爆が投下された広島に広がっていた。

表 8 経済学部の入学年月別戦没者数

入学年月	経済学部			京大全学			経済学部生の構成比		
	卒業等	在学	小計	卒業等	在学	合計	卒業等	在学	小計
1939年4月	20	0	20	72	0	72	27.8%		27.8%
1940年4月	27	1	28	66	3	69	40.9%	33.3%	40.6%
1941年4月	19	2	21	55	9	64	34.5%	22.2%	32.8%
1942年4月	9	5	14	37	21	58	24.3%	23.8%	24.1%
1942年10月	0	22	22	1	96	97	00.0%	22.9%	22.7%
1943年10月	0	20	20	0	72	72		27.8%	27.8%
1944年10月	0	11	11	0	39	39		28.2%	28.2%
1945年4月	0	5	5	0	24	24		20.8%	20.8%
合計	75	66	141	231	264	495	32.5%	25.0%	28.5%

出所：京都大学大学文書館編『京都大学における「学徒出陣」調査研究報告書』2006年7月。

このように、戦争は、大学から学問の自由や大学の自治だけでなく、多くの若い学生のかげがえのない生命や未来を奪い取ったのである。敗戦の日の様子を、当時学部長であった蜷川虎三は、次のように回想している。

「20年の8月15日に、私は学部長でね。その朝、大学から電話があつてね。今日は大事なことがあるから。それは、総長の連絡でした。羽田総長は学部長を集めて、文部省訓令第五号というのを大学で印刷して、学部長にくばったわけだ。そのほか、今度は、書けないことがあつてな、口で言うから、で、それだけのことをすぐ処理しておいてくれってね、総長はいったんだ。……そしてお昼になって、学生と一緒にラジオを聞くように……。それを聞いて、学部長は学生と一緒に聞いて、学部の教授がいたら、それも一緒に聞いてね。それでね。学生に誤りのないように、訓示して、解散すると。その後どうするかってことは、また追って学部長会議、評議会でも持って、決めよって、いうことで、別れた。で私が焼いた書類というのはね、自分たちは、その支那事変で功労があつたって、というような書類で、そんなの自分で書いている人、たくさんいるんだよ」⁽⁴⁴⁾。

(44) 『思い出草』京都大学経済学部、1969年、208頁。

おわりに——京都帝国大学経済学部「総辞職」と教官協議会の誕生

戦争が終わって半年が過ぎた1946（昭和21）年1月30日の朝、蜷川は河上肇死去の知らせを受け取る。京大近くにある河上邸にかけつけた蜷川は、通夜の席で、「責任を感じずるって言うことを言うのと、もう河上さんも世を去られたらね、われわれも世を去ってもいいんだって言うような」挨拶をしたという⁽⁴⁵⁾。すでに、この時点において、自らの辞職と学部教授会としての戦争責任をとることを考えていたといえよう。

河上肇の死去を機に、戦前・戦時中の経済学部の姿勢に対する非難の声は、新聞紙上や学生のなかから一斉にあがる。そこでは、個別教官を非難した匿名記事や、経済学部教官を「学問犯罪人」と断じる投稿もあった。瀧川幸辰も、追悼講演会の席上、経済学部教授会の責任を迫及する事態にもなった。

1946年2月19日、蜷川は、学部の教授、助教授、講師全員を集めたうえで、この会議体を「教官協議会」とし、学部の事実上の意思決定機関にすること、教授会はその決定を尊重して決議することを、決める。このルールは、基本的に現在も引き継がれている。そして、この日の教官協議会では、以下の3つの項目が申し合わされた⁽⁴⁶⁾。

- ①敗戦にいたるまでの学部の積年の運営を反省し、学問の自由を守ることに十分でなかった点を自己批判する
- ②学部長蜷川の辞任を承認して新学部長を選出し、全教官は総懺悔の形をとって新学部長に辞表を提出する
- ③新学部長は学部の再建を慎重に配慮しつつ、辞表の申達を処理する

これが、後に経済学部教官の「総辞職」という歴史的な決定であった。この教官協議会のあと開かれた教授会において新学部長に選出されたのは1年前に教授に昇任したばかりの静田均であった。静田は、全教官の辞表を預かったが、3月19日に総長に対して辞表を申達したのは、小島昌太郎、汐見三郎、谷口吉彦、蜷川虎三、柴田敬、中川与之助の6教授だけに限られていた。これに対して、3月8日に「助教授講師団意見書」を静田学部長に提出していた助教授・講師の一部、白杉庄一郎助教授、有田正三講師、杉原四郎助手、河野稔助手の4名は強く反発して、京大を去った。

ちなみに、同意見書は、「封建的陋習を芟除し学問的精神の充溢せる自由なる学部の新建を期し」て、①学問自由の確保、②学問の政治運動からの分離、③学究生活の安定確保、④学生修学の自主化、⑤学部諸機構の民主化、⑥総合大学の実質発揚、⑦全国および世界学界との連携緊密化、などを要望するものであった⁽⁴⁷⁾。

以上の「総辞職」に続いて、占領軍の指示によって軍国主義の積極的提唱者の教職追放、公職追放がなされた。経済学部では、マッカーサー司令官による直接罷免である「メモランダム・ケー

(45) 同上、213頁。

(46) 京都大学経済学研究科・経済学部 学部史編纂委員会『京都大学経済学部八十年史』京都大学経済学部八十年記念事業実行委員会、1999年、51～52頁参照。

(47) 『学園新聞』1946年4月1日付。

ス」として、石川興二、柴田敬、谷口吉彦の3教授が、軍国主義・超国家主義の提唱者とみなされ、1946（昭和21）年5月に相次いで追放された。6月に入って、学部に「適格審査委員会」を置き、調査を実施し、軍国主義的な傾向の著作があるとして問題となった大塚一朗教授、そして指定された官職・団体役員をしていたとして松岡孝児・徳永清行両教授が追放該当者となった。

さらに、1946（昭和21）年2月27日付の勅令第109号による公職追放も実施された。経済学部では、石川・谷口・作田壮一・柴田・松岡・中川の6教授が公職追放となった⁽⁴⁸⁾。

この結果、1946年3月から翌年にかけて、実に10教授、1助教授、1講師、2助手が、退官することになった。教授として学部に残ったのは、学部長静田のほかには堀江保蔵・穂積文雄の2名、そして46年7月に助教授から昇任したばかりの青山秀夫・中谷實・佐波宣平の3名であり、合計6名にすぎなかった。こうして、経済学部は、京都帝国大学のなかでも、戦後最も多くの教官を失った学部となったのである。河上事件の際に抗しきれなかったばかりか、その後、学部をあげて中国大陸での国策的調査研究に取り組み、軍国主義を鼓舞し、多くの学生を戦場に送りこみ、戦争に積極的に協力したことの報いであった。

他方で、教授「総退陣」という形で明確な戦争責任をとった学部は、他に例を見ない。それだけ、河上事件以降に失ったものがあまりにも大きかったという深刻な反省が学部内であったということである。こうして戦前戦時において学部運営の指揮をとった教授たちが辞任、あるいは追放されて「退陣」した代わりに、若手の教授や助教授・講師が次々に採用され、彼らが学部の意思決定、運営の最高機関となった教官協議会を舞台に活躍することになる。

併せて、この時、学生協議会、事務職員協議会を設けて、「この三協議会の運用によって学部の総意を反映する新組織」を構成したのである⁽⁴⁹⁾。戦後憲法のもとで学問の自由が認められ、1947年制定の学校教育法に基づいて大学の自治と教授会の役割が明確化されるなかで、新制京都大学となった経済学部の教育研究活動は再出発することになる。

（おかだ・ともひろ 京都大学名誉教授、京都橋大学現代ビジネス学部教授）

(48) 山本礼子『占領下における教職追放』明星大学出版部、1994年、及び『京都大学百年史』462～465頁。

(49) 『大学新聞』1946年3月1日。